

# 気候変動適応策の国際展開



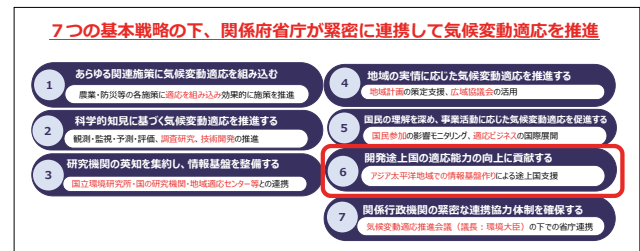
環境省地球環境局 気候変動適応室長 大井 通博

## 1. はじめに

昨年7月、西日本各地を襲った記録的な豪雨、またその直後の全国的な「災害級の暑さ」は記憶に新しい。昨年の夏は我が国のみならず北米、欧州各国などで高温や大雨等の異常気象が相次ぎ、年が明けると豪州など南半球での熱波が報告されている。世界気象機構(WMO)は、これらの事象は地球温暖化の結果生じるものと一致するとの見解を示している。気温の上昇、大雨の増加といった気象の変化や、その結果生じる様々な災害、農作物被害、熱中症の増加など、気候変動の影響が既に世界各地で現れており、今後長期にわたって拡大するおそれが高い。こうした気候変動影響に備え、回避・低減する「適応(Adaptation)」の重要性がますます高まっている。

パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く抑えるべく今世紀後半には温室効果ガスの実質排出ゼロを実現する、という排出削減に関する目標に加えて、適応についても「食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高める」との目標を定めており、先進国・途上国を問わずすべての国が、適応に関する計画を策定し取り組んでいくべきこと等を規定している。我が国においても、昨年12月より施行された新たな「気候変動適応法」<sup>(補注1)</sup>により、国と地方の各レベルで適応の取組が強化されようとしている。

気候変動の影響はどの国にも万遍なく及ぶが、とりわけ開発途上国においては、影響に対処するための技術・資金・人材などの適応能力が脆弱であり、計画的な適応策の実施に対する強いニーズがある。このため、気候変動適応法において、国は、気候変動等に関する情報の国際的な共有体制を整備し、開発途上地域への適応技術協力などの国際協力を推進するよう努めるとされている。同法に基づき昨年11月末に閣議決定された「気候変動適応計画」においても、7つの基本戦略のうち第6に「開発途上国の適応能力向上への貢献」を定めている(図参照)。



<図. 気候変動適応計画：7つの基本戦略>

次項では、こうした法、計画に即して環境省が進めている開発途上国とりわけアジア太平洋地域の国々の適応の支援、具体的には、各国との二国間協力の取組及び適応情報基盤の整備・活用についてまとめる。さらに第3項で、G20における適応に関する対応について述べる。

## 2. アジア太平洋諸国の適応支援

### (1) 基本的考え方

国の内外を問わず、気候変動適応を進める上で特に留意すべき点が三つある。第一に、気候変動影響は農林水産業、防災、観光、製造産業から人々の健康まで様々な分野に及ぶことから、関係省庁がよく連携し、様々な分野の施策に気候変動適応の観点を組み込むこと、第二に、将来の気候変動及びその影響に関するできるだけ最新の科学的知見を収集・分析して適応策を立案し改定していくこと、第三に、生じる影響や重視する適応ニーズは地域によって様々であることから、地域の自治体、事業者、市民など関係ステークホルダーを巻き込みながら地域の適応能力を高めていくことである。気候変動適応法と適応計画はこれらの点を重視して策定されており、5年ごとに環境省が行う気候変動影響評価を基に適応計画及び関係各省の施策を策定・改訂するとともに、国立環境研究所が科学的知見の情報基盤の中核となり、地方公共団体における地域適応計画の策定など地域の取組を技術的に支援していく。

### (2) 二国間協力

環境省が進める開発途上国における適応策支援も同じ考え方に立っている。現在、インドネシア、モンゴル、太平洋の小島嶼国(フィジー、バヌアツ、サモア)、タイ、ベトナム、フィリピンの8カ国と、

二国間協力覚書などに基づいた適応策支援を展開している。相手国との対話を通じて適応ニーズを特定し、国立環境研究所や大学の研究者の参画を得て具体的な影響評価を実施し、その結果を相手国政府や地方政府その他のステークホルダーに示して適応計画づくりや具体的な適応策の検討・実施を手助けしつつ併せて関係者の能力向上も図るものである。能力開発については、アジア工科大学やUNEPなど国際機関への拠出金を活用してキャパシティ・ビルディング研修の実施やアジア太平洋諸国の適応関係者のフォーラム開催なども推進している。

### (3) アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)

適応法に基づき気候変動適応の情報基盤となる国立環境研究所は、国内向けの情報発信及び地域の取組支援の手段として「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」<sup>(補注2)</sup>を整備している。国内の各地域における様々な影響予測の結果等の科学的知見をweb-GISを用いて提供したり、自治体・事業者等の先進的な適応の取組を広く発信するツールである。アジア太平洋地域においても、これと同様の情報プラットフォームを展開し、それを活用した適応計画策定に関する各種ツールの提供と人材育成を併せて行う「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を2020年までに構築することを目指している。現在、暫定版AP-PLATウェブサイト<sup>(補注3)</sup>を公開し、アジア開発銀行(ADB)、JICAなど関係国際機関の協力も得つつ、また上記二国間協力を通して得られる情報も活用しながら掲載情報の充実を図っているところである。来年2020年までのできるだけ早期に正式なプラットフォームを立ち上げたいと考えている。

## 3. G20における対応

気候変動は近年のG20でも重要な論点であり、その中で適応の問題も取り上げられている。昨年G20議長を務めたアルゼンチンは「気候と持続可能性に関する作業部会Climate and Sustainability Working Group(CSWG)」を設置し、適応に関する2カ年の作業計画(Adaptation Work Program 2018-2019)をとりまとめた<sup>(補注4)</sup>。昨年末のG20ブエノスアイレス・サミットでは、この適応作業計画を検討し、「異常気象及び災害に対する強靱なインフラへの投資を含む、包括的な適応戦略の重要性を認識」とともに「開発途上国、特に小島嶼国を含む脆弱な国々における行動及び協力を支援する」ことが宣言された<sup>(補注5)</sup>。

我が国が議長国を務める本年のG20でも、引き続き気候変動とその影響への適応は重要なテーマとなる。昨年始まったCSWGにおける議論を継続することとしており、2月に第1回CSWG会合が東京で開催された<sup>(補注6)</sup>。今後、第2回会合を4月に長野で開催

予定であり、関係する多様なステークホルダーの参加も得ながら具体的な議論を深めていくこととしている。6月15～16日には長野県軽井沢町で「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が開催される<sup>(補注7)</sup>。G20としては史上初めて各国の環境大臣が集まる機会となる。この環境・エネルギー大臣会合、そして6月末に大阪で開催されるサミットでは、CSWGにおける議論等も踏まえながらG20各国の閣僚間、首脳間での議論が行われることが予想される。また、G20適応2カ年作業計画に基づき、4月に適応と防災その他の持続可能な開発のシナジー(相乗作用)等に関するワークショップを開催するなど作業を進め、同作業計画の成果を今年中にとりまとめる予定である。

環境省としては、6月の環境・エネルギー大臣会合やCSWGの機会を捉えて、AP-PLATをはじめとする我が国の国際的な貢献や、気候変動適応法に基づく地域の適応の強化と情報基盤整備など国内における適応策の経験もアピールしつつ、議長国としてG20の適応の取組をいっそう促していく所存である。

補注：参照用ウェブサイト

1. 気候変動適応法・適応計画(環境省)  
<https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>
2. 気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所)  
<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/>
3. アジア太平洋適応情報プラットフォーム【暫定版】(国立環境研究所)  
<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/en/ap-plat/index.html>
4. G20適応作業計画(2018-2019)【原文】(アルゼンチン政府)  
[https://www.argentina.gob.ar/sites/default/files/g20\\_adaptation\\_work\\_program\\_adopted\\_version.pdf](https://www.argentina.gob.ar/sites/default/files/g20_adaptation_work_program_adopted_version.pdf)
5. G20ブエノスアイレス・サミットの結果(外務省)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23\\_002490.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_002490.html)
6. G20気候持続可能性作業部会(CSWG)2019年第1回会合(外務省)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page25\\_001833.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page25_001833.html)
7. 「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」及びG20関連閣僚会合一覧(外務省)  
<https://www.g20nagano2019.jp/about>